

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 上土棚中村地区照合表

行為の場所		綾瀬市	
		確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築以外の建築物は、建築してはならない。		
	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 診療所 (5) 店舗、飲食店 (6) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (7) 前各号の建築物に付属するもの		適 不適
建築物の敷地面積の最低限度	1 130㎡ 2 共同住宅は200㎡かつ1住戸あたり40㎡	( ) ㎡/住戸	㎡ 適 不適
壁面の位置の制限	建築物の外壁等の後退距離は、道路境界線から計画図に表示した位置においてそれぞれ1.0m以上又は1.5m以上	道路からの位置	m 適 不適
建築物等の高さの最高限度	絶対高12mで、かつ、階数は地階を除き3以下		m 階数： 階建 適 不適
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする	屋根： 外壁：	適 不適
かき又はさくの構造の制限	道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの		適 不適
照合結果			適 不適 抵触規定 ( )
備考	適用除外・緩和規定等	有 ( )	無
照合者	職名	氏名	

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

には建築物等の用途 の欄には数値 には計画概要を記入してください